

### 各地の闘いの報告

東久留米市事件判決報告（東京地方裁判所2019年4月17日判決）

手帳の有効期限切れによる障害者加算削除を違法とし、削除分を賠償させ、支給済み加算に対する63条返還処分も取り消した判決

弁護士 田所良平

#### 1 事案の概要

原告は、重度の精神障害を抱えながら生活保護を利用されている40代、単身の方です。障害等級2級の精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」といいます。）を取得しており、月額1万7530円の障害者加算が支給されてきました（なお障害者年金は受給されていません）。

主治医からのハラスメント等により、2年ごとの手帳の更新に必要となる診断書を取得できず、2015年6月30日に手帳の有効期限が切れました。担当ケースワーカーにその旨報告しましたが、手帳が切れても加算は支給されると説明され、実際、その後も障害者加算の支給は続きました。

新たに担当したケースワーカーが2016年9月に手帳の有効期限切れに気づいたことから、東久留米市福祉事務所は、同月15日付で、障害者加算を削除するとともに、手帳の有効期限が切れた日以後に支給された障害者加算（計26万2950円）に対する生活保護法63条返還処分をしました。

その後原告は、他院で診断書をとりにて改めて手帳を申請し、2017年1月に2016年11月28日付けで障害等級2級の精神障害者手帳の交



付を受け、遡及して2016年12月1日より、障害者加算の支給が再開されました。

原告は、63条返還処分に対してのみ審査請求しましたが棄却されたため、やむなく訴訟提起に至りました。

#### 2 判決

(一) 法63条返還処分の取消し

判決は、法63条返還処分を取消しました。

返還請求が認められるためには、「積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在が認められる必要がある」、そしてその点は保護の実施機関側が立証責任を負うとの規範を示し、手帳が更新されなかった事実は「障害者加算を要する障害の程度に該当しなくなったことを一応推認させる事実」であるが、長年継続して障害等級2級とする手帳が更新されてきた事実等は、障害者加算を要する障害の程度に該当しなくなったとの認定に合理的な疑いを生じさせる事情であるから、法63条の要件を欠く違法な処分だと判断しました。

(二) 削除した加算相当額の慰謝料支払い命令

判決は、東村山市に対して、削除された加算相当額の慰謝料（10月分11月分の2ヶ月分、計3万5060円）の支払いを命じました。

福祉事務所長は、手帳を更新できなかった理由やその後の通院状況を認識していたと認められるから、「検診命令を発したり（法28条1項）、通院先の医師の意見を求めたりするなどの必要な調査を行うなどして、原告の障害の程度の把握に努めるべき義務があった」というべきであり、これらの義務を尽くすこ

となく漫然と違法な本件加算削除処分・・・は・・・職務上の法的義務に違反するものであって、国家賠償法1条1項の適用上も違法であるといわざるを得ず、また、この行為については少なくとも過失があるといふべきである。」と判断されました。

3 東久留米市が控訴したため、東京高裁でのたたかいが続きます。勝訴判決を東京高裁で確定させるべく、皆様のご支援をよろしくお願いたします。（弁護士は今井麻紗子、佐藤宙、田所良平）



### 全国生活保護裁判連絡会 総会交流会・プレ集会「福島報告」 事務局 弁護士 岡田 康平

2019年6月29日・13時から、福島学院大学駅前キャンパスにおいて、全国生活保護裁判連絡会総会交流会のプレ集会が行われた。

はじめに、花園大学の吉永純教授から、「生活保護裁判の意義と到達点」奨学金裁判と78条を念頭に、をテーマに、①日本の貧困と生活保護等の役割、②生活保護裁判の意義と到達点、③福島・奨学金裁判及び④法78条をめぐる争訟についてお話しいただいた。

①について、吉永教授は、厚生労働省の資料を用いて、貧困世帯が全国で約2000万世帯にのぼり、特に一人親の世帯の貧困率が高いこと、貧困の原因として単身高齢者世帯や収入が安定しない非正規雇用の増加が挙げられると説明された。その上で、生活保護受給レベルの世帯の生活保護受給率が約2割と低

く、生活の実態が変わらない中で生活保護基準の引下げにより、本来であれば生活保護を受給できた世帯が受給できなくなっていることなど、我が国の生活保護制度の機能不全について指摘された。

また、②について、生活保護制度という国策にかかわる争訟の影響力の大きさや難しさについて説明しつつ、2018年の生活保護関連の勝訴事例が8件のぼっていることについて報告された。

さらに、③について、福島の奨学金裁判の概要と判決内容を紹介した上で、本件が原告の心情を十分に汲み取った歴史的な判決であると評価し、2017年のジャンパー事件から反省して全国最高レベルの「保護のしおり」を作成した小田原市のように、今後の福島の生活保護行政が改善されることを期待する旨述べられた。

加えて、④について、いくつかの裁決例を挙げながら、法78条の運用が2013年以降、厳罰化傾向にあることを指摘し、平成30年2月9日の神戸地裁の判決において示されているように、法78条の適用は被保護者の未収入申告等の行為が生活保護制度の悪用と評価できる行為に限定すべきであることについて説明された。

次に、吉田雄大弁護士から「2013年生活扶助引下げ処分取消全国訴訟の現段階と勝訴の展望」をテーマに、いのちのとりで裁判運動の活動実績や2013年の生活扶助引下げ処分取消訴訟の到達点等についてお話しいただいた。いのちのとりで裁判全国アクションについては、生存権裁判の影響もあって2013年の基準引下げに対する一斉審査請求の初年度の件数が全国で1万件に達したことや、2015年に実施した生活保護アクション（集会アピール）の参加者が4000名を上回ったこと、熱海と大阪で開催された原告交流合宿がいずれも盛況であったことなどを報告された。

## 第25回生保裁判連総会・交流会のお知らせ ～ 福島市で開催！

1995年に京都で誕生した生保裁判連は2019年10月19日（土）午前10時から、福島学院大学駅前キャンパスにて、第25回総会・交流会を開催します。

記念講演として阿部彰教授（首都大学東京）をお迎えし、子どもの貧困をテーマにお話しいただきます。このほか、当地の奨学金収入認定事件や障害者加算に関する63条事件の各勝訴報告など、注目の報告が目白押しです。参加費500円（生活保護利用者は無料）、資料代1,000円（希望者のみ）です。お問い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

2013年の生活扶助引下げ処分取消訴訟については、物価偽装問題など、論点が多岐にわたっていることや、名古屋地裁に継続している訴訟の進行状況について説明した上で、訴訟だけでなく国会等への働きかけを通じて国や社会を動かしていくことの重要性を指摘された。また、今後は、裁判で勝つことだけでなく、生活保護受給者の大学進学を支援する仕組みを創設するなど、身近な目標を立てて、それを達成するための検討を重ねる必要があると述べられた。

吉田弁護士は報告の後、岡田が「若手弁護士がなぜ生活保護裁判に取り組みか？」というテーマで生活保護裁判に取り組みに至ったきっかけや生活保護裁判のやりがいについて報告した。

岡田は、司法試験の受験時代に経済面の不安を抱えたことや、大学院時代から携わっているビギナーズ・ネット(司法修習生の給費制復活を求める当事者団体)の活動を通じて、貧困問題の当事者意識をもつようになったことがきっかけで生活保護裁判に取り組みようになった。また、生活保護裁判に関する今までの活動を通じて、生活保護裁判が、原告という生身の人間の生活を守るための裁判であることを改めて実感し、今後生活保護裁判の取組に尽力したい。さらに、生活保護裁判に取り組み岡田弁護士の同期の弁護士の数が極めて少なく、また、生活保護裁判を戦い抜くためには賛同者・協力者をさらに増やす必要があるため、人々の共感力に訴えかけ、生活保護問題の実態を知ってもらうための活動にも力を入れるべきであると報告を締めくくった。

最後に、現地からの報告として、福島県生活と健康を守る会の石田さんから、奨学金裁判の原告(Nさん)とその母親の意見について報告いただいた。

給付型奨学金を収入認定されたNさんの「生活保護受給者には夢も希望ももたせてくれないのか」という心の叫びや、Nさんの母親が、今後、Nさんと同じ思いをする学生が現れることのないよう、

福島市に対し、再発防止と謝罪を繰り返して求めていることなどが報告され、いずれも印象的であった。

プレ集会終了後は、現地の弁護士等の方々との懇親会が開かれ、福島の美味しいお酒を堪能しつつ、10月の総会に向けた有意義な打合せを行うことができた。



### 違法な処分に遅延損害金

事務局 弁護士 尾藤廣喜

京都市のA区に住むBさん(当時34歳)は、精神的な病気のため働くことができず、2011年(平成23年)11月から、生活保護を利用することになりました。その後、同年12月に、ある大病院の実験を受けた謝金として7200円の支払いを受け、さらに、同じ病院の治療費の返戻金として2800円を受け取りました。

Bさんは、A福祉事務所から収入があった場合は必ず申告するように指示を受けていたところから、この合計1万円を2012年(平成24年)1月に申告しましたが、全額を収入認定されてしまいました。

これは初歩的なことですが、臨時的収入については、8000円を超える場合にのみ収入認定されることになっていきますし、保護申請後開始時までに通院した治療費の返戻金は、Bさんがもともと負担すべきでない治療費が返ってきたもので、収入にはなりません。したがって、この収入認定処分は両者とも誤っていることは明白だったので、

その後、Bさんは、いろいろと制度に

ついて調べた結果、この処分がいずれも違法であることを知り、約2年10か月後にA福祉事務所に処分の取り消しを求めました。A福祉事務所では、その後すぐにこの処分を取り消し、1万円を追加支給したのですが、Bさんは、こんな違法であることが明らかなら処分について、処分の取り消しと追加支給がなされただけでは納得できないとして、その遅延損害金や物価上昇分などをあわせた実損害を支給するように求めて、京都府知事に審査請求を行いました。ところが、京都府知事は、これを認めなかったため、厚生労働大臣に再審査請求を行いました。これも認められませんでした。

その結果、Bさんは、私に、裁判での請求を依頼してこられました。Bさんは私に、「明らか違法な処分をしているのに、これを取り消して、追加支給さえすればそれで充分だろうという福祉事務所の態度には納得できない。」「最低生活費を2か月に亘り5,000円ずつ削られた。これで寒い冬、暖房を我慢して暮らしてきた。その損害を全て補償してもらいたい」といわれましたが、このBさんの要求は極めて当然の要求であると考えました。

私は、これまで、さまざまな行政事件で、処分の取り消しが認められた経験がありますが、これに伴い正しい処分には正されても、違法な処分がなされたことに伴う損害金を請求するということについては、とにかく取り消されれば一定の目的を達したと考えられること、また、請求額が少額になることなどからやっつきませんでした。唯一の請求は、生活保護裁判第3の波の初期のころに竹下義樹弁護士が提起した柳園事件の損害賠償請求を手伝った例があるだけです。しかし、違法な処分がなされた場合、これに伴う全損害を請求するということをしなれば、結局は、違法行為の根絶にはつながらないだろうと考えておりました。このような立場から見ますと、

Bさんの請求は、「私的な憤り」ではなく、「公的な憤り」であると評価できます。

それで、私は、Bさんの依頼に応じることにして、違法な収入認定がなされた時期から1万円が追加支給されるまでの遅延損害金1,396円、慰謝料3万円、弁護士費用10万円のあわせて13万1396円とこれに対する遅延損害金の支払いを求めて、京都市を相手に提訴したのです。

2019年(平成31年)3月12日に京都府地方裁判所の判決が出されましたが、判決は、臨時的収入である8000円を収入認定したことについては過失があるが、治療費の返戻金2800円については、保護開始決定後の通院治療に係るものであることを窺わせるような資料が見当たらないところから、福祉事務所側が収入認定したことに過失があったとは言えないとして、8000円についてはのみ遅延損害金の請求を認めました。

一方、Bさんの慰謝料請求については「財産上の損害が賠償されてもおおしい得ない」精神的損害は認められないとして認めませんでした。そして、弁護士費用については、なんと11000円の高額のみを認めるといった内容でした。

このように、この判決は、違法な収入認定を行った場合に、これに伴う損害賠償請求を認めたという点では大きな意義を持つものです。

しかし、治療費の返戻金という、保護申請後本来自己負担しなくてもよい通院治療費に係るもの以外にはあり得ない金銭について、「これを窺わせるような資料が見当たらない」などと判断するなど、福祉事務所側の過失を免責した判断や慰謝料を認めず、弁護士費用をわずか11000円が相当であるとしたことなど、到底納得できないところから、Bさんは、控訴して争っています。

なお、Bさんも私も、A福祉事務所がこれだけでなく数々の違法な行為を行っているところから、違法行為がなされた場合には、その都度全ての損害を請求することにしています。

そして、最近提訴した冬季加算の特別

基準の設定が遅れたという事件については、Bさんだけでなく、「二者処理」といって、本来は冬季加算について特別基準の設定がなされるべきケースも含めて、全ケースについて一律に特別基準を設定せず、その後、本来冬季加算を支給すべき11月に入ってから、やっと特別基準に該当するケースかどうかを検討して、支給すべきケースについてはその後処分を変更するという考えられない違憲・違法な処理を構造的に行っていることが明らかになっています。

このように、Bさんの「私憤」が「公憤」であったことが次々に明らかになっていくのです。皆さんも、もし、冬季加算の特別基準について、京都市と同様のケースの処理事例があれば、お知らせください。また、仮に、違法行為があった場合には、その原因を追究し、損害賠償を請求することにより、違法行為の再発防止を求めていきませんか。

